

北環審発 第 号
平成 25 年 5 月 日

北本市長 石 津 賢 治 様

北本市環境審議会
会長 堂本泰章

第 3 次北本市地球温暖化対策実行計画策定について（答申）案

平成 25 年 5 月 8 日付け、北市く発第 2005 号で諮問のあった標記のことについて、本審議会では慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答 申

日本は京都議定書に基づく温室効果ガス排出量削減約束の実現に向けて対策を講じてきました。京都議定書の第 1 次約束期間は平成 24 年末をもって終了しましたが、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成 25 年以降も引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組む方針を発表しています。

当市におきましては平成 15 年に北本市地球温暖化対策実行計画（以下実行計画）を策定し、平成 25 年 5 月現在は第 2 次実行計画に基づく対策を実施しています。その結果は削減目標を達成する見込みです。

こうした状況のなかで、平成 25 年度末の第 2 次実行計画の期間終了に伴い、第 3 次実行計画を策定するにあたりその基本的な考え方について審議をいたしましたので、審議会として以下のことを提言いたします。

- 1 実行計画に基づく取組みや結果について、市民への情報発信を強化すること。
- 2 第 3 次実行計画策定にあっては、市民が読みやすいものとなるように概要版を作成するなど検討をすること。
- 3 第 2 次実行計画は直接的に温室効果ガス排出量を削減する取組みを重視しているが、第 3 次実行計画は森林の温室効果ガス吸収作用に着目し、その保全の視点をもった実行計画とすること。

- 4 市全体の温室効果ガス排出量削減目標値の設定にあつては、施設ごとに時間をかけて丁寧に状況を分析して目標値を決定し、これを積み上げる形で設定をすること。

- 5 第3次実行計画期間中に新市庁舎及び（仮称）こどもプラザの建設が予定され、温室効果ガス排出量が増加すると思われる。事業拡大に伴う排出量の増加とその影響を丁寧に分析して市民理解が得られる目標値とすること。